

### 働き方改革関連法案の今期成立は？

政府は4月6日、労働者派遣法など労働関係8本の改正を束ねた「働き方改革関連法案」を閣議決定し、国会に提出しました。昨年9月に労働政策審議会が「おおむね妥当」と答申した法律案要綱の内容とは、施行期日や改正項目が部分的に修正されています。与野党による国会論戦の展開次第では、さらなる修正が加えられる可能性もあります。また、国会は序盤の2月から政府の相次ぐ不祥事で政権基盤が揺らいでおり、会期内(6月20日)成立は「困難」との声も出ています。

提出した法案の柱は、

- (1) 残業時間の罰則付き上限規制
  - (2) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保(同一労働同一賃金)
  - (3) 高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」の創設
- の3つです。この(2)の中に、現在の仕組みやルールを変える派遣法改正案が含まれています。

施行期日はそれぞれ、(1)大企業19年4月・中小企業20年4月、(2)大企業20年4月・中小企業21年4月、(3)大企業と中小企業ともに19年4月――となっていますが、自党内には「実効性を伴う内容でなければ混乱するだけ」「罰則付き上限規制は中小企業にとって現実的でない」「同一労働同一賃金は言葉先行で現場に誤解を招く」という意見が根強い一方、野党は長時間労働の是正に逆行するなどとして「高度プロ」創設に真っ向反対の姿勢。安倍晋三首相が旗振り役となって官邸主導を進めて来た「働き方改革関連法案」は、着地点が見えにくい状態になっています。

#### **4月下旬の審議入りを目指すも5月にずれ込み**

政府は、安倍晋三首相が米国訪問(17~20日)から帰国した翌週の4月中に審議入りしたい意向ですが、国会は不安定な状態が続いており、5月にずれ込む公算が高まっています。そして、本格審議に向けた“儀式”となる衆院本会議における法案の趣旨説明と各派代表質問を経て衆院厚生労働委員会に付託されると、開催定例日の水曜日と金曜日を軸に審議が行われます。可決して参院に送られると火曜日と木曜日を中心に展開されます。ただし、6月中旬までの2カ月弱の間にこの定例日の日数では、「ギリギリどころか足りない」(自民党国対幹部)との見方が強まっています。

さらに、今国会は委員会の法案審議を遅延させる「国会空転」または「別案件の集中審議」などの材料が多く散見されます。具体的には、学校法人・森友学園を巡る財務省の決裁文書改ざん問題、防衛省の日報隠し問題などの動向です。マスコミの今後のさまざまな報道も、再び政権を揺さぶる格好になるかもしれません。

加えて、厚生労働省関係では、裁量労働に関する労働時間の不適切なデータ処理問題や、日本年金機構が個人データを委託した情報処理会社による入力ミス、および中国の業者への再委託問題、裁量労働制に絡む東京労働局長(4月11日更迭)の一連の発言と特別指導の不透明な経緯など、現時点で明らかになっている事案だけでも野党が繰り返し「集中審議」を要求できる材料は十分にあります。

## 15年の派遣法改正は審議入りから成立まで約4カ月

2015年9月30日施行の労働者派遣法は、条文の誤記問題で取り下げ(14年通常国会)、衆院解散に伴い審議途中で廃案(14年11月)、15年の通常国会でいわゆる「安保法制」による戦後最大の会期(245日間)に救われて約4カ月間かけて成立にこぎ着けています。厚生労働委員会では派遣法の審議の間、日本年金機構の個人情報漏洩問題に関する「集中審議」を複数回挟んでおり、これが審議遅延の要因となりました。

当時の派遣法改正案も、国会提出前から予算委員会で野党が頻繁に質疑で取り上げており、与党修正を施してから提出するなど、「働き方改革関連法案」のスタートラインと似た経過があります。さらに、派遣法は単独法案でしたが、今回は8本もの「東ね法案」です。

ここまで記した日程感や審議を阻む可能性のある事案を総合すると、政府は相応の会期延長か、大幅修正を伴う半ば強引な短時間審議を断行しなければ「成立」は容易ではありません。安倍首相が「働き方改革国会」と銘打っているだけに、4月下旬以降の進展に注意が必要です。